

1 個人情報保護条例

第2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)個人情報 生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができるものととなるものを含む。)をいう。

【解釈】

「生存する個人」

自然人をいい、法人その他の団体は、これに該当しない。

条例は、個人情報の取扱いに関する個人の権利を保護することを目的とするものであるが、本人関与等により権利利益の保護を求める能够なのは生存する個人であることから、条例における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限定している。ただし、死者に関する情報から血縁者等の生存する特定の個人が識別され、又はされ得る場合は、血縁者等自身の個人情報として保護の対象となるとともに、第3章第1節に規定する個人情報の開示請求において、第15条第3号でいう「開示請求者以外の個人に関する情報」には、死者の情報が含まれることに留意しなければならない。

なお、死者に関する情報が条例の対象外であっても、利用目的を超えた取扱いや、漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、適正に管理しなければならない。

第13条(開示請求権)

何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

【解釈】

「自己に関する個人情報」

個人情報から自分が識別され、又は識別され得る特定の個人である場合の当該個人情報をいう。したがって、自己以外の者に係る個人情報については、たとえ親、配偶者であっても、開示を請求することはできない。

【運用】

自己に関する個人情報の開示を求めるのは、本条の規定に基づかなければ行うことができないという趣旨ではなく、この制度によらなくとも開示を求ることはできる。自己に関する個人情報を閲覧に供したり、その写しを交付したりすることが慣行又は過去の判断の積み重ねにより既に定着しているものについては、本人確認を厳格にすることで、むしろ実施機関が自ら対応をすることが望ましい。

第15条(個人情報の開示義務)

実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

第3号(開示請求者以外の個人に関する情報=第三者情報)

開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものととなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

【解釈】

本文「開示請求者以外の個人」

開示請求をした者以外の個人のことをいい、「個人情報」とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

- ア 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報(妻子の名前や年齢、職業等)等が挙げられる。

- イ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

2 情報公開条例

第7条(公文書の開示義務)

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

第2号(個人情報)

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

【運用】

- 2 死者の個人情報の取扱い
「個人」には、死亡した個人も含まれる。

(対応例)

公文書名	対応
診療記録	「両市立病院における診療情報の提供に関する要綱」を定め、情報提供を実施【P3~6】
介護保険関係文書 (認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会資料、介護保険審査判定結果総合記録票、審査部会議事録)	「要介護認定等に係る個人情報の開示に関する要綱」を定め、生存する被保険者(※)の委任による開示の申出を認め、情報提供を実施【P7~8】 (※死者ではない)
事故や火災等の被害報告書	その都度、判断【P9~10】

(整理表)

	原則		例外
	死者	生存する個人	
個人情報保護条例	×(不開示)	○(開示)	死者の情報であっても、 解釈Aに該当 → ○(開示)
情報公開条例	×(不開示)	×(不開示)	死者、生存する個人のどちらでも、7条2号ただし書きのいずれかに該当 → ○(開示)

両市立病院における診療情報の提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者等の求めに応じて、千葉市立青葉病院又は千葉市立海浜病院（以下「両市立病院」という。）が保有する診療情報の患者等への提供に関し、必要な事項を定めることにより、両市立病院において患者と医療従事者が診療情報を共有し、相互の信頼関係を深め、より質の高い医療を実現することを目的とする。

(提供する診療情報)

第2条 提供する診療情報の範囲は、診療録、看護記録、処方内容、検査記録、検査結果報告書、X線写真その他診療を目的として両市立病院が作成し、又は取得した記録とする。

(診療情報の提供を申し出ができる者)

第3条 次に掲げる者は、診療情報を保有する両市立病院の院長（以下「院長」という。）に対し、診療情報の提供の申出（以下「提供の申出」という。）をすることができる。

- (1) 患者本人
 - (2) 患者本人が成年被後見人の場合の法定代理人
 - (3) 患者本人が未成年者の場合の法定代理人
 - (4) 実質的に患者本人のケアを行っている親族又はこれに準ずる者
 - (5) 患者本人が死亡した場合の患者の父母、配偶者、子又はこれに準ずる者
- 2 前項第3号又は第4号に掲げる者は、提供の申し出を行うに当たっては、患者本人の同意を得なければならない。ただし、患者本人が合理的な判断ができない状態にあると認められる場合は、この限りではない。

(提供の申出の方法)

第4条 前条第1項の規定により、提供の申出をしようとする者は、院長に対して診療情報提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を提出しなければならない。

- 2 提供の申出をしようとする者は、院長に対して、前条第1項各号のいずれかに該当する

ことを証明するために必要な書類で院長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(提供の決定)

第5条 院長は、申出書の提出があったときは、当該申出書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に、提供の申出に係る診療情報の提供の可否を決定しなければならない。

- 2 院長は、前項の決定をする場合において、あらかじめ診療情報提供委員会（以下この項において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、提供することに問題がないと院長が認めるときは、この限りではない。この場合において、院長は、当該処置を次の会議において委員会に報告するものとする。
- 3 院長は、第1項の決定をしたときは、提供の申出をした者（以下「申出者」という。）に対して診療情報提供等通知書（様式第2号）により、速やかに当該決定の内容を通知しなければならない。
- 4 院長は、やむを得ない理由により、第1項の規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、申出書の提出のあった日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、院長は、速やかに当該延長の期間及び理由を診療情報提供等決定期間延長通知書（様式第3号）により申出者に通知するものとする。

(提供の実施)

第6条 院長は、前条第1項の規定により診療情報を提供する旨を決定したときは、速やかに申出者に対し、当該診療情報を提供しなければならない。

- 2 診療情報の提供は、口頭による説明、閲覧又は写しの交付により行うものとする。ただし、院長は、申出者の求めにより、要約書（診療情報の主要な内容を簡略にまとめたもので診療情報の内容を逸脱しないものをいう。）を作成して交付することができる。
- 3 診療情報の提供を受ける者は、院長に対して、申出者本人であることを証明するために必要な書類で院長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(提供手続の省略)

第7条 日常の診療活動における診療情報の説明において、診療情報の一部を患者等の閲覧に供する場合は、前3条に規定する手続きを省略することができる。

(提供しないことができる診療情報)

第8条 院長は、提供の申出に係る診療情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、診療情報を提供しないことができる。

- (1) 患者本人の治療効果に悪影響を及ぼすと認められるもの
- (2) 申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する個人情報を含む診療情報であつて、提供することによって、当該第三者の正当な権利利益を損なうおそれがあるもの
- (3) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないもの

(診療情報提供委員会の設置)

第9条 両市立病院は、第5条第2項に関する事項を審議するため、院内に診療情報提供委員会を設置するものとする。

- 2 委員会は、副院長、事務局長、看護部長その他院長が指名する者により組織する。
- 3 委員会は、申出者資格の適否、診療情報の提供の可否、提供の範囲等について調査し、意見を述べるものとする。

(費用の負担)

第10条 第6条第2項本文の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の写しの作成に要する費用は実費相当額とし、用紙1枚につき10円とする。ただし、フィルム類の写しの作成に要する費用は、社会保険診療報酬点数表（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月16日厚生省告示第54号）別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表をいう。）に定める額とする。

(円滑な診療情報提供のための環境整備等)

第11条 院長は、個人情報の保護の観点から申出者に対して、自己の責任において当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

- 2 医師等は、診療録等を患者等に分かりやすいように作成するよう留意するものとする。
- 3 申出書、診療情報提供等通知書その他診療情報の提供に関する諸記録については、院内において厳格に管理及び保管するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか、診療情報の提供に関し必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

要介護認定等に係る個人情報の開示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る事務の透明性を確保し、被保険者の権利利益を保護するため、本市が保有する要介護認定等に係る個人情報を本人に開示する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示する個人情報)

第2条 この要綱により開示する個人情報は、次に掲げる文書に記録されている個人情報とする。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書
- (3) 介護認定審査会資料（認定調査票の調査結果を厚生省から配付されたコンピュータ・プログラムにより処理することにより得た帳票をいう。）
- (4) 介護保険審査判定結果総合記録票
- (5) 審査部会議事録

(開示の申出ができる者)

第3条 被保険者及びその家族は、要介護認定等をした区長（以下「区長」という。）に対し、当該被保険者に関する個人情報の開示の申出（以下「開示の申出」という。）をすることができる。ただし、被保険者の家族は、当該被保険者の委任がなければならぬ。

(開示の申出)

第4条 開示の申出をしようとする者は、区長に対して、要介護認定等に係る個人情報開示申出書（様式第1号。以下「開示申出書」という。）を提出しなければならない。

2 開示の申出をしようとする者は、区長に対して、自己が当該開示の申出に係る個人情報の本人又はその家族であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第5条 区長は、開示の申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 開示の申出をした者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示の申出をした者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (2) 個人の診断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務

の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(開示の実施)

第6条 区長は、開示申出書の提出があった場合は、前条の規定により開示の申出に係る個人情報を開示しないことができるときを除き、速やかに開示の申出をした者に対し、開示の申出に係る個人情報を当該個人情報が記録されている文書の閲覧又は写しの交付の方法により、開示するものとする。

2 区長は、前項の開示をする場合において、当該開示に係る個人情報に主治の医師の意見が含まれているときは、あらかじめ当該医師に対して主治医意見照会書（様式第2号）により照会し、主治医意見回答書（様式第3号）によりその意見を聴くものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要介護認定等に係る個人情報の開示に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

個人情報の提供に関する指針(抄)

千葉市消防局

2 救急業務における個人情報の取扱い

(1) 捜査機関等からの照会

ア 刑事訴訟法に基づく照会等

(ア) 刑事訴訟法第99条第1項に基づく差押

刑事訴訟法第99条第1項の規定に基づき、提出の命令があった場合は、千葉市個人情報保護条例第8条第1項第2号（法令等に定めがあるとき）に該当し、提供しなければならない。

(イ) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく提出

刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会は、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に勘案し、消防局（署）から情報提供を受けなければ目的を達成することが困難な場合に限り「照会事項」として要求されたものについてのみ回答するものとする。（千葉市個人情報保護条例第8条第1項第5号該当）

イ 民事訴訟法に基づく照会等

(ア) 民事訴訟法第223条に基づく文書提出命令等

上記ア（ア）に準ずる。

(イ) 民事訴訟法第186条に基づく調査嘱託及び同法第226条に基づく文書送付の嘱託

上記ア（イ）に準ずる。

(2) 弁護士会からの照会

弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会については、回答義務はないが、公益上の必要がある場合又は消防局（署）から提供を受けなければ目的を達成することが困難であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り回答するものとする。

(3) 保険会社等からの照会

保険会社等から当該個人情報の提供を承諾する旨の本人の同意書を添付した依頼文を提出させるとともに、電話により本人に確認を行った後、回答することとする。

(4) 報道機関からの照会

電話や来庁により報道機関から照会があった場合は、取材記者の

社名、氏名を聴取することとし、社名、氏名を明らかにしない場合は、回答しないものとする。

電話による照会で、照会内容等が不審と思われる場合は一旦電話を切り、こちらから電話をかけ直し、回答するものとする。

報道機関が救急隊員を個別に取材しようとした場合には、これには応じずに対応できる者を伝えることとする。

この場合の報道機関への対応は、消防局においては救急救助課長、各消防署においては署長が対応することとし、状況により、署長等が指定した者にあたらせる。

情報提供内容は、以下のとおりとする。

ア 出動した救急隊名

イ 出動年月日・時間、現場到着時間、病院到着時間

ウ 出動場所（区、町丁名まで）

※個人が特定されない範囲とする。

エ 搬送先医療機関（〇〇区の病院）

オ 傷病者数、性別、程度

なお、市民等に知らせることに個人情報保護の利益を上回る利益を有し（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要と認められる場合）、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合には、個人情報を提供できるものとする。

（5）家族等からの問合せ

来庁により傷病者の家族又は関係者と名乗る者から問合せがあった場合は、即答しないこととし、その者の住所、氏名、電話番号、傷病者との関係を聴取したうえで、回答を行うものとする。

電話による問合せの場合は、その者の住所、氏名、電話番号、傷病者との関係を聴取したうえで一旦電話を切り、こちらから電話をかけ直し、回答するものとする。

また、友人の場合には、原則として家族へ聞くように促すものとする。

回答することができる事項は、以下のとおりとする。

ア 収容先医療機関名

イ 医療機関の所在地

症状については、医療機関に問合せするように回答する。